

鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県企業自立サポート事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知、以下「基本要綱」という。)第3条各号に規定する資金の融資を受けた中小企業者等の利子負担の軽減を図ることを目的として、交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、基本要綱に基づく資金を融資した取扱金融機関(基本要綱第2条に定める金融機関。以下「取扱金融機関」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、基本要綱に基づく資金及び融資条件ごとに区分して算定するものとし、毎年1月1日から6月30日まで(以下「上期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における毎月末融資残高に、商工労働部長が別に定める利子補助率及び期間(12分の1)を乗じて得た額の合計以下とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)と併せて、上期の期間に係るものについては、その年の8月15日までに、下期の期間に係るものについては、翌年の2月15日までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関が県に申し出た場合は、当該交付申請及び実績報告について、上期及び下期の期間に係る補助金を、一括して翌年2月15日までに行う取扱いができる。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条の実績報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(雑 則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の貸付けから適用する。
- 2 この要綱の実施以前に行われた資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

金融機関名 _____

1 鳥取県企業自立サポート事業報告書

(1) 補助率

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 % ~ %
(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 % ~ %)
:
:

(2) 個別計算書 様式第 2 号のとおり

2 同収支予算 (決算) 書に準ずる書類

(単位 : 円)

補助金額		
内 訳	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

資金名	所在地区分	月末融資残高(千円)						利子補助率(%)	県補助金額(千円)						合計
		月	月	月	月	月	月		月	月	月	月	月		
資金	市部														
	郡部														
	合計														
資金	市部														
	郡部														
	合計														
⋮	市部														
	郡部														
	合計														
	市部														
	郡部														
	合計														
	市部														
	郡部														
	合計														
	市部														
	郡部														
	合計														
合計	市部														
	郡部														
	合計														

(注)「各月分資金ごとの県補助金額」の算出方法について
 各月末融資残高 × 補助率 × 1/12(千円単位未満切り捨て)

第 平成 年 月 日 号

様

職 氏 名 印

鳥取県企業自立サポート事業補助金交付決定及び交付額確定通知書
[平成 年 月～平成 年 月分]

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県企業自立サポート事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。